

日鶏協速報

高病原性鳥インフルエンザ関連 No. 7

2025 年 10 月 22 日

一般社団法人 日本養鶏協会

農林水産省から、10 月 22 日付け「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について」について会員の皆様への周知要請がありました。

本日、北海道の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり（別添 1 プレスリリース参照）、現在、北海道においては、本病のまん延を防ぐために、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）等に基づき、防疫措置が講じられているところです。

食品安全委員会は「我が国の現状においては、食品（鶏肉、鶏卵）を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないものと考えています。」と公表しているところであり、食品安全委員会ホームページ（<https://www.fsc.go.jp/>）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添 2 「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

つきましては、農林水産省は、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載するとともに、消費者、流通業者及び製造業者への家きんの肉及び卵の安全性に関する情報提供を含めた正確な情報の発信に努めていることから、会員の皆様方におかれましても、発生県産の家きんの肉及び卵の取扱いにあたり、引き続き、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

別添 1：[北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について：農林水産省](#)

別添 2：[tori_iinkai_kangaekata_140424.pdf](#)

[一般社団法人 日本養鶏協会](#)

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目 6 番 1 6 号 馬事畜産会館内（5 階）

TEL：03-3297-5516 FAX：03-3297-5519 E-mail：info@jpa.or.jp

担当：石井、阪本、宮下